

生活習慣病管理料について

令和6年6月の診療報酬改定において、高血圧症・脂質異常症・糖尿病が「特定疾患療養管理料」の対象疾患から「生活習慣病管理料」へ移行となりました。

高血圧症、脂質異常症、糖尿病に関して、個々に応じた目標設定、血圧や体重、食事、運動に関する具体的な指導内容、検査結果を記載した『療養計画書』の作成いたします。その際には署名(サイン)を頂く必要がありますので、どうかご協力のほどよろしくお願いします。

またCPAP治療、糖尿病以外の自己注射指導管理料を算定の患者様につきましても、高血圧症・脂質異常症・糖尿病のいずれかの治療を行っている方は生活習慣病管理料の算定対象となります。